

事 務 連 絡

平成23年3月31日

各関係建設業者団体 御中

国土交通省総合政策局建設業課

建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について (情報提供)

平素より、国土交通行政及び建設リサイクルの推進についてご理解・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

標記については、別添の頭紙のとおり、平成23年3月30日付け環廃産第110329004号により環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から、各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長あてに通知が発出されております。建設業者の皆様に関係する内容であることから、当方より参考にお知らせいたします。

なお、「建設廃棄物処理指針(平成22年度版)」はページ数が多いため、本通知全文が掲載されている環境省のホームページを下記の通りお知らせいたしますので、御手数をおかけしますが、こちらでご確認頂ければと思います。

当該ホームページには、法律本文や、以前に通知された2月4日付「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(通知)」、3月17日付「産業廃棄物管理票制度の運用について(通知)」等についても掲載されておりますので、併せてご参考にして頂ければと思います。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設企業に対してご周知頂きますようお願いいたします。

○環境省ホームページ『平成22年改正廃棄物処理法について』

http://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010/index.html

※ホームページへの掲載に数日の時間を要する可能性がありますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

建設業課 岩崎

電話番号：03-5253-8111 (内線 24-733)

メール：iwasaki-h82ac@mlit.go.jp

環廃産第110329004号

平成23年3月30日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）

産業廃棄物行政については、かねてからご尽力いただいているところであるが、今般、平成13年6月1日付け環廃産発第276号をもって通知した「建設廃棄物処理指針」について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）等の施行を踏まえ、必要な内容の見直しを行い、別添のとおり「建設廃棄物処理指針（平成22年度版）」として取りまとめたので通知する。なお、貴職におかれては、指針を関係者に周知し、指針に沿った建設廃棄物の適正な処理の確保につき指導の徹底に努められたい。

おって、平成6年8月31日付け衛産発第82号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知「建設工事から生じる産業廃棄物の処理に係る留意事項について」及び平成13年6月1日付け環廃産発第276号本職通知「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」は廃止する。